

「調布駅前広場事業における今後の取組」の 検討状況について

①意見交換：工事において必要な項目について、関係団体等との意見交換を実施していく

◎…計画として決定, ○…計画の方針は決定, 今後詳細を検討, ★…引き続き検討

検討項目		検討内容	今後の取組		
ゾーニング	◎	—	—		
歩行者動線	◎	—	—		
誘導用ブロックの配置	◎	誘導用ブロックの具体的な枚数や敷設の詳細位置等	今後も障害者団体等と定期的に意見交換やまちあるきを実施		
イベント空間	○	水道や電気など地下埋設物の設置や利用ルール等	今後も商店会等との意見交換を実施	⇒P3	
自転車の通行	★	歩行者と自転車の共存ができるようなルールづくり	車止めの設置やリーフレット配布などによる社会実験で利用ルールを周知し、効果を確認	⇒P8	
上屋の設置	◎	—	—		
コミュニティゾーンの整備	うるおい空間 (ミストの設置等)	○	どの世代もうるおいを感じ、暑さ対策にもつながる空間づくりのための具体的な設え	子どもに対応した高さや歩行動線上に配置するなど、様々な形でのミストの活用について社会実験を実施し、効果を確認	⇒P10
	憩い空間	◎	—	—	⇒P11
情報発信機能の確保	○	使用する機器や提供する情報の内容等	公民連携も視野に入れた社会実験を実施し、効果を確認	⇒P15	
トイレの設置	○	具体的な設置箇所や仕様等	関係部署と協議	⇒P16	
マンホールトイレの設置	○	具体的な設置箇所や設置基数等	管理者と協議	⇒P17	
樹木配置	◎	グリーンホール前の配置	関係部署と協議	⇒P18	

イベント空間について

これまでの調布駅前広場のイベント等における手続の変遷

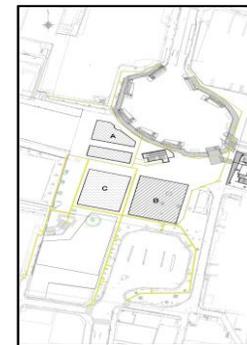
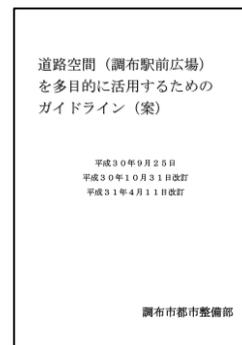


現在の取組（道路法）

道路区域によるイベント利用の場合、道路占用の許可基準（道路法第三十三条）に基づき、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない場合（無余地性の基準）、道路の占有が可能となる。

現行では道路区域編入に伴い、道路管理者の裁量により、地域の活性化やにぎわいの創出を図るため、以下のように、行政・市民・団体等が一体となって取り組むイベントの活用場として、道路法の範囲内で、弾力的に道路の占有を認めることとしている。

例1）ガイドラインの作成



例2）ラグビーワールドカップ等の国際的イベントによる弾力的運用



市民のニーズ

- ① イベント空間の利用内容の拡大
- ② 利用手続の簡素化
- ③ 道路使用料の費用負担の軽減

道路占用許可の特例制度（従来の検討内容）

「都市再生特別措置法」「中心市街地活性化法」「国家戦略特別区域法」の区域等に設定することにより、道路占用許可に当たって、無余地性の基準を適用除外にすることができる。

利点 ・無余地性の基準の適用外により、様々なイベントが開催できる。

課題 ・道路占用許可の特例制度であるため、引き続き「道路占用許可」「道路使用許可」の申請が必要となる。

・駅前広場を管理・利用する実施主体（エリマネ団体等）の設定が必要である。

・国家戦略特区法における特例制度の場合、占用特例が適用される対象物件が他の制度よりも広く、具体的にはイベント等における露店や商品置き場などが含まれる。
しかし、すべてのイベントが対象ではなく、相当数の来場者が見込まれるなどある程度の規模をもったイベントに限定されている。

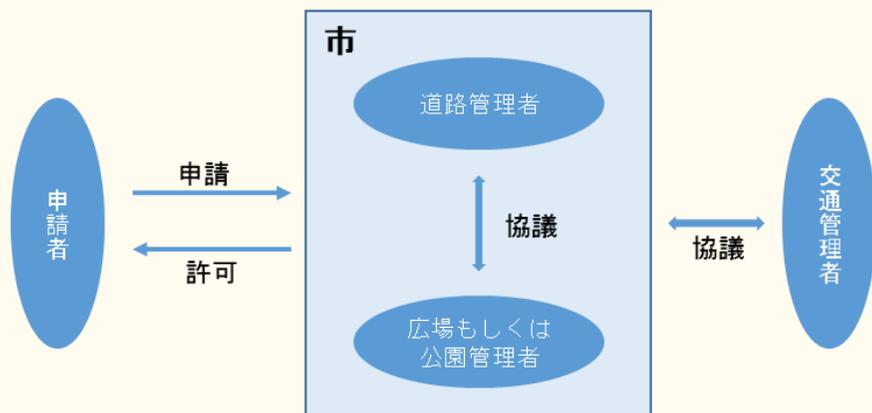
検討内容

兼用工作物協定（現在の検討内容）

道路と他の工作物（広場もしくは公園等）が相互に効用を兼ねる場合、それぞれの管理者が協議をし、管理手法について決定することができる。

⇒現在の調布駅前広場の利用には道路占用許可と道路使用許可が必要であるが、兼用工作物協定によって広場もしくは公園管理者に対する利用申請のみでよくなる可能性がある。

■兼用工作物協定の概要



利点

- ・道路法と比較して利用許可の手続が簡素化される
- ・道路法と比較してイベント利用の自由度が高い
- ・手続が広場もしくは公園管理者に対する利用申請のみでよくなる

課題

- ・道路交通法の適用外となるため、交通上の安全確保の工夫が必要であり、警察との入念な調整が必要

検討事項

- ・どの法令に基づき管理を行うのか
広場として管理⇒市独自の広場条例
公園として管理⇒都市公園法、調布市都市公園条例
- ・兼用工作物協定を広場のどの範囲に対して適用するのか

① 太田川駅どんでん広場（愛知県東海市）

項目	内容
兼用工作物の種類	道路と都市公園の兼用工作物協定
イベント広場面積	約7,100㎡
広場等の位置付け	都市公園法に基づく都市公園として位置付け
管理運営主体	指定管理者（株式会社まちづくり東海）
イベント事例	<p>【太田川 どんでん夜市】</p> <p>概要：愛知県東海市で活動している事業者が地元グルメ、キッチンカー、フリーマーケット等を展開する参加型の夜市を開催。</p> <p>開催日：令和2年6月10日（水）より随時開催</p>  <p>▲ どんでん夜市の様子【出典：どんでん夜市実行委員会】</p>

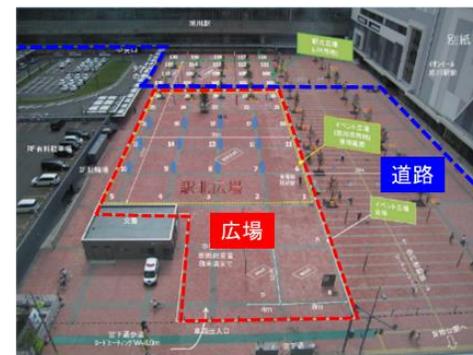


▲兼用工作物協定を適用する範囲（道路区域…青，都市公園範囲…赤）

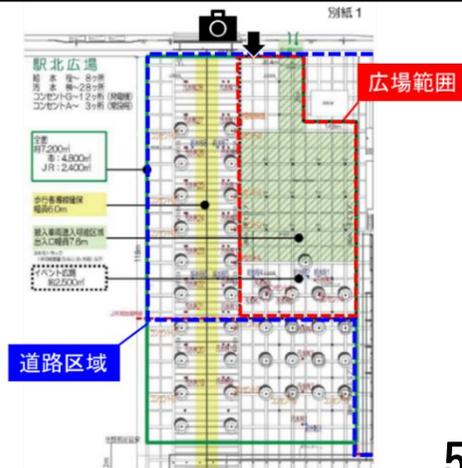


② 旭川駅前広場イベント広場（北海道旭川市）

項目	内容
兼用工作物の種類	道路（駅前広場）と広場の兼用工作物協定
イベント広場面積	約2,500㎡
広場等の位置付け	広場条例に基づく広場として位置付け
管理運営主体	市（地域振興部地域振興課）
イベント事例	<p>【北の恵み 食べマルシェ】</p> <p>概要：北海道の各自治体や、旭川市の交流都市などからの地域自慢の「食」が集まるイベント。</p> <p>開催日：令和元年9月14日（土）～16日（月）</p>  <p>食べマルシェの会場の様子 【出典：旭川市HP 北の恵み 食べマルシェ2019 フォトギャラリー】</p>

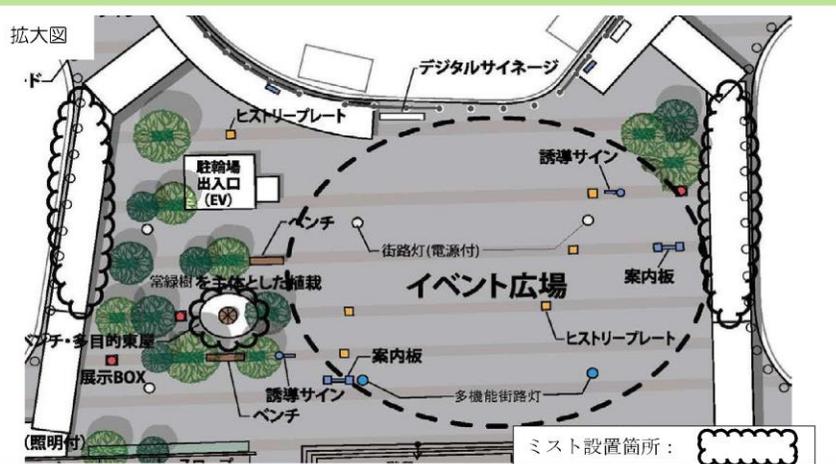
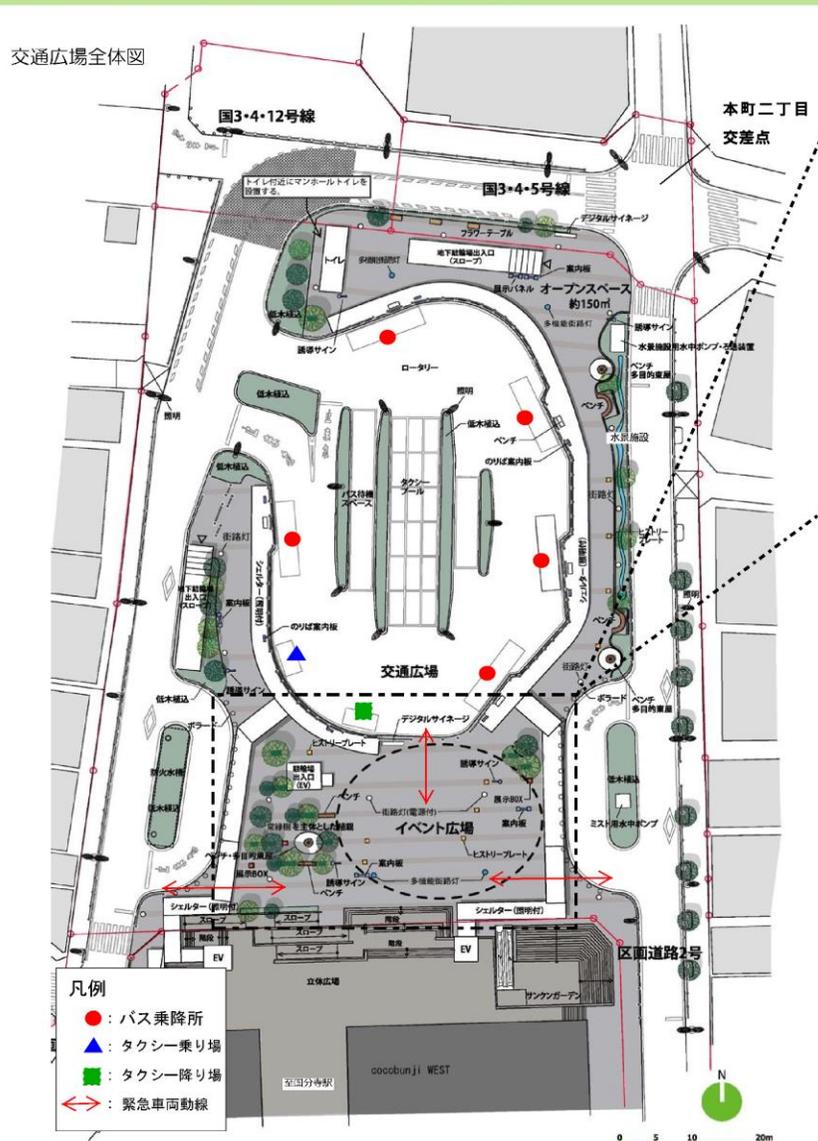


▲兼用工作物協定を適用する範囲（道路区域…青，広場範囲…赤）



③ 国分寺駅北口交通広場（東京都国分寺市）

国分寺駅北口交通広場の修景計画（平成30年12月決定）



項目	内容
兼用工作物の種類	道路と広場の兼用工作物協定
イベント広場面積	約180㎡
広場等の位置付け	広場条例に基づく都市公園として位置付け
管理運営主体	市（駅周辺整備課）
イベント事例	令和3年5月からイベント広場の供用開始。

【国分寺市兼用工作物協定 概要】

- ・兼用工作物協定の及ぶ範囲は、ロータリーを含む広場全体としている。
- ・イベント広場については、広場条例とは別に、利用の仕方に関する「国分寺駅北口駅前広場利用ガイドライン」を設定している。
- ・利用できるイベント形態の範囲については特に規制を設けず、申請があった際に個別に判断している。

歩行者利便増進道路は、「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指すものであり、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定するものである。

利点

- 指定道路内に定めた利便増進誘導区域（特例区域）では、道路占用許可が柔軟に認められる。
⇒ “無余地性”の基準が除外され、カフェやベンチ等の占用物件が置きやすくなる。

- 道路空間を活用する者（=占用者）を公募により選定することが可能になる。この場合、最長20年の占用が可能となる（通常は5年）。
⇒ 民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能となる。
⇒ テラス付きの飲食店など、初期投資の高い施設も参入しやすくなる。

課題

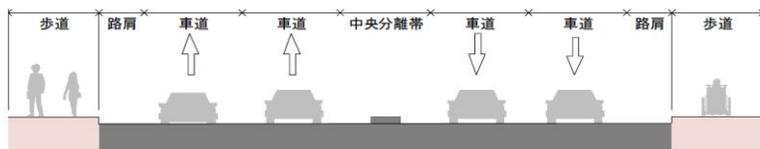
- あくまで道路なので、イベントの際には従来通り交通管理者に対する使用許可が必要になる。

歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- 歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能に

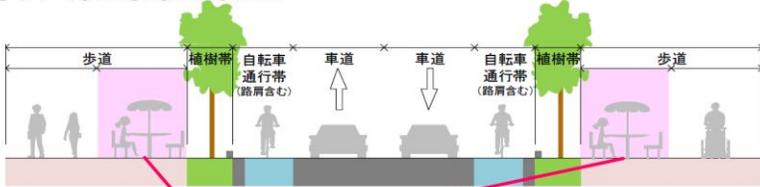
〔新たな構造基準のイメージ〕

【現行】



車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

【今回案による改築後】



歩行者の利便増進を図る空間

利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- 特例区域では、**占用がより柔軟に認められる**
- 占用者を幅広く公募**し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- 公募により選定された場合には、**最長20年の占用**が可能（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



特例区域

自転車の通行ルールについて

- 今年度はサインスタンドを設置する社会実験を実施し、主に平日において利用者の行動に改善が見られた。
- 引き続き、広場内の自転車の通行ルールについては押し歩きを主軸に検討していく。
- 来年度以降は、今後のルール制定に向けて社会実験を実施し検討していく。

今年度の社会実験における自転車の通行ルールの内容

- 広場内では、自転車は原則押し歩きをして通行する
- 押し歩きが難しい人については、例外的に徐行の上通行してもよい

(押し歩きが難しい人の例)

- ・子ども（13歳未満）
- ・高齢者（70歳以上）
- ・障害のある方

道路交通法第63条の4で規定
(例外的に自転車で歩道を通行してもよい)

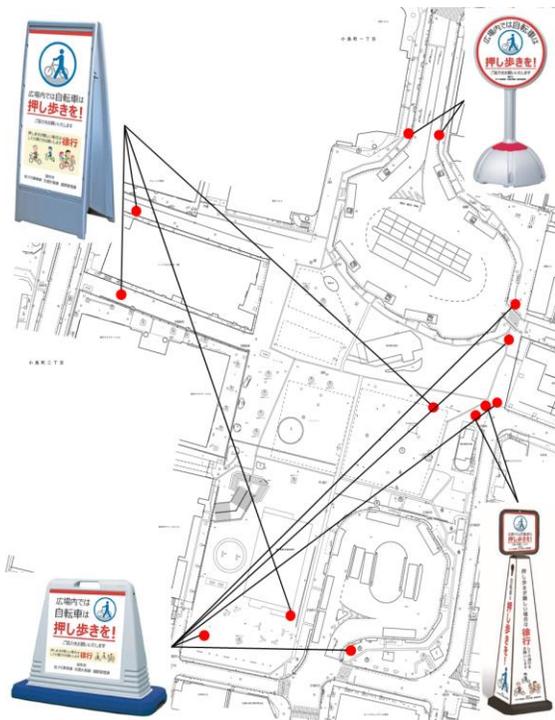
- ・子どもを乗せた方 → 市独自のルールで配慮していきたい

等



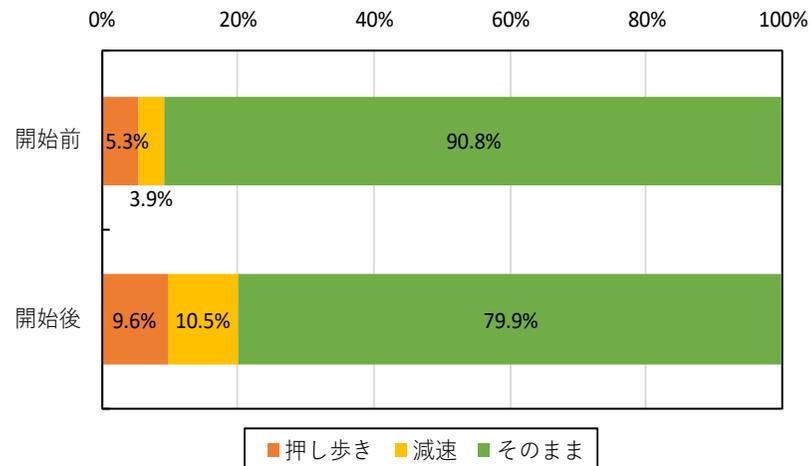
▲周知した内容

サインスタンド設置箇所▶

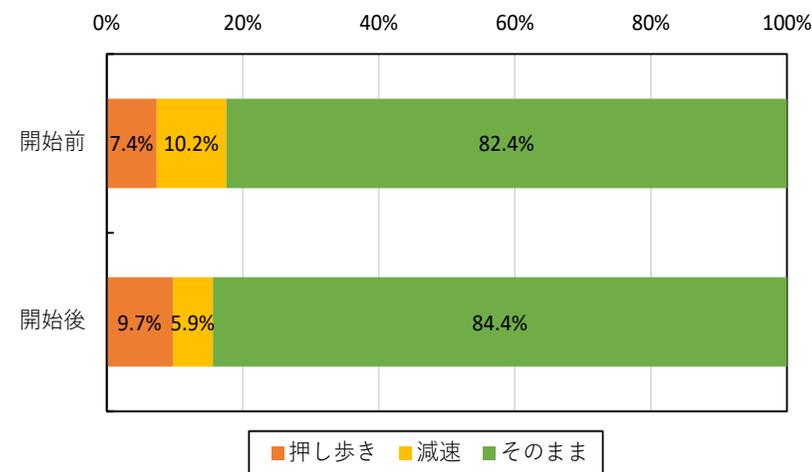


社会実験の結果 (資料1より一部抜粋)

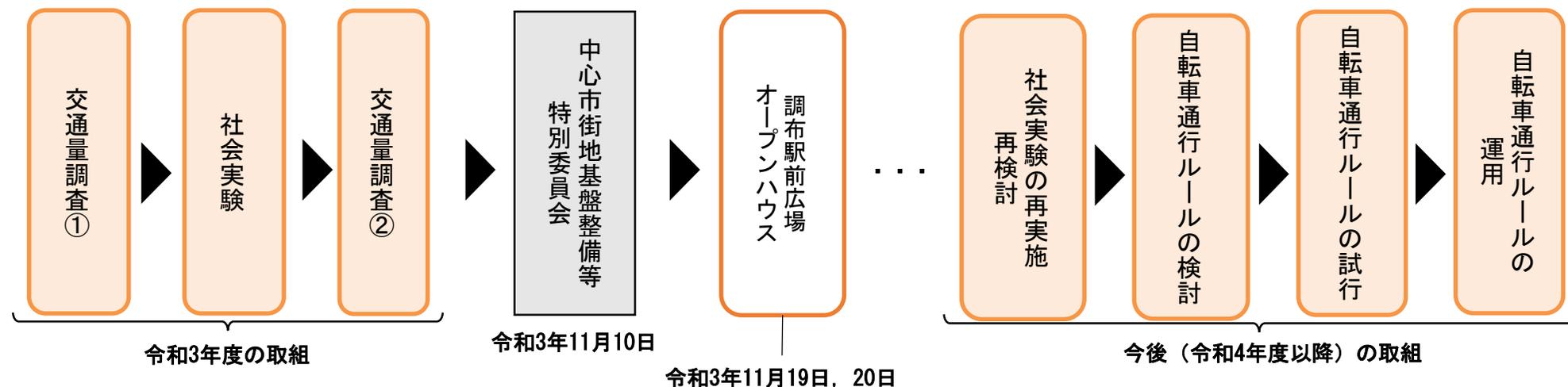
■平日



■休日



自転車の通行ルール策定までの検討ステップ



来年度以降の社会実験の取組のイメージ

社会実験：声掛け運動の実施

- 春・秋の交通安全キャンペーンなどに合わせて、関連部署や警察等と連携して声掛け運動を実施

【声掛け運動のイメージ】



周知活動：通行ルールに関するリーフレットの作成、配布

- 調布駅前広場内の自転車の通行ルールに関するリーフレットを作成、周辺施設等に配架・配布をする
- また、左記の声掛け運動前から配布することで、実験の効果を高める

《配架・配布先候補》

- 周辺商業施設
- 周辺の駐輪場（市営・民営）
- 小学校
- 保育園、幼稚園
- 駅周辺のオフィス等
- 調布駅でのサンプリング

リーフレットのイメージ
(出典：東京都)



コミュニティゾーン（うるおい空間）の整備について

- 常設の噴水は設置しないこととし、代替としてミスト等の設置を検討している。
- 社会実験として令和3年度にアーチ型ミストを設置した。アンケート調査の結果では、子連れの利用者を中心に幅広い層に利用されていたことが分かった。
- 来年度の社会実験では、アンケート調査の結果（資料右下参照）によりオブジェからミストを噴射する設えを検討するとともに、アーチ型ミストとの比較も含め、設置場所等の詳細な内容の決定に向けて検討を進めていく。

ミストの検討に至った経緯の確認

■噴水に求められた機能

①自治体による暑さ対策の必要性

年度	H12	H17	H22	H27	H30
死亡者数	207	328	1,731	970	1,581

平成22年を境に、近年に向けて熱中症による死亡者数が増加

②令和元年度の市民参加での主な意見

暑さ対策、子どもの水遊び
しっかりとした水質管理

■噴水を稼働停止する自治体の増加

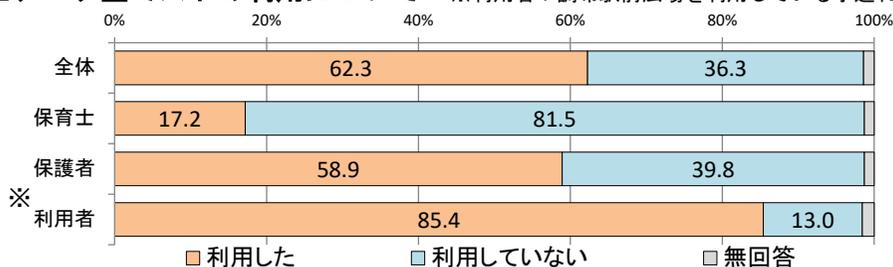
以下の理由で、噴水を稼働停止もしくは撤去している自治体が増えている

- ・節電対策
- ・高額な修繕費
- ・水質維持及び衛生管理が難しい
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止

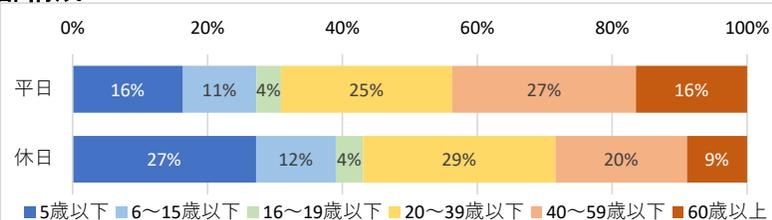
利用実態調査・アンケート調査 結果(資料1より一部抜粋)

■アーチ型ミストの利用について

※利用者：調布駅前広場を利用している子連れの方



■利用者の年齢構成



■あればいいと思うミストについて



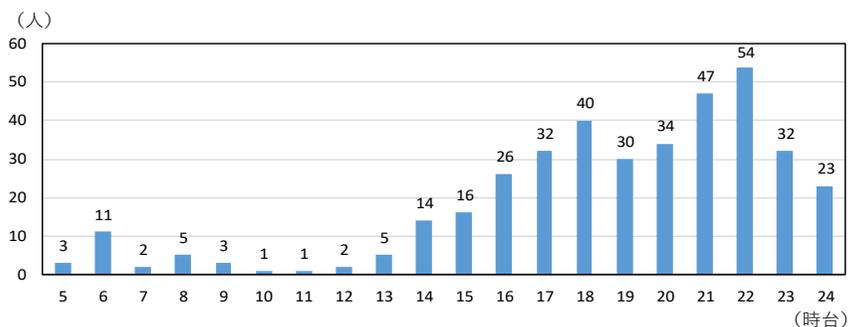
▲ オブジェからミスト噴射

コミュニティゾーン（憩い空間）の整備について

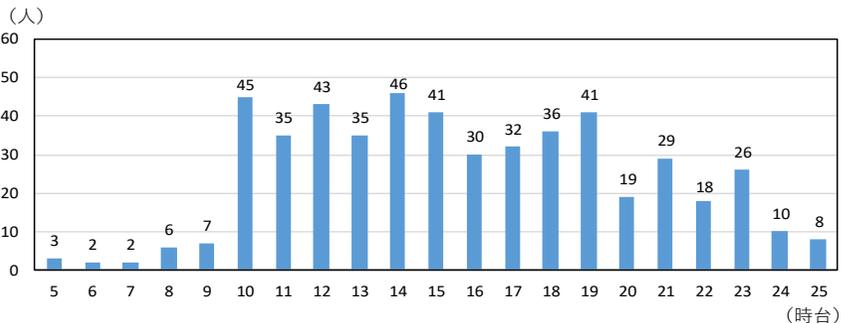
- 平成31年4月3日に仮囲い範囲を暫定開放して以降、駅前広場の将来整備をイメージしていただくため、社会実験としてサークルベンチや可搬式ユニバーサルベンチ、各種ミストなど段階的に設置し、利用実態調査を行ってきた。
- 将来的には木陰を創出し、通年の利用が見込めるツリーサークルベンチ等の設置を検討していく。
- コミュニティゾーンに設置するベンチに関しては、整備計画図のとおり、子どもから大人まで憩える設えにする。

利用実態調査結果（資料1より一部抜粋）

時間帯別利用人数（平日：夏）

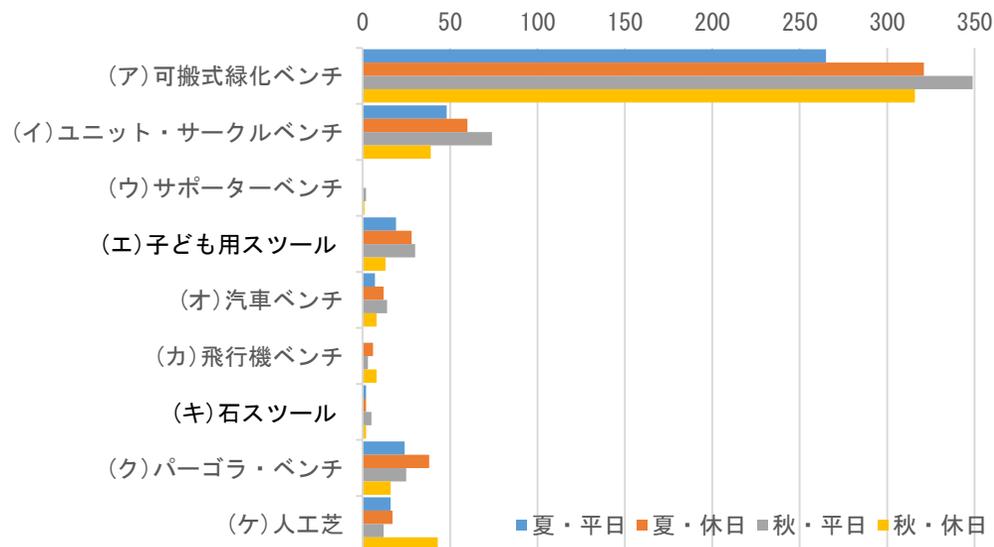


時間帯別利用人数（平日：秋）



- 夏は夜、秋は日中から夕方が利用人数がピークに達する。
- 外で過ごすうえで快適な気温になる時間帯と利用者数の多い時間帯がおおよそ一致していると分析。
- 樹木による日なたや日陰の箇所を選べるような設えを検討。

設え別利用者数

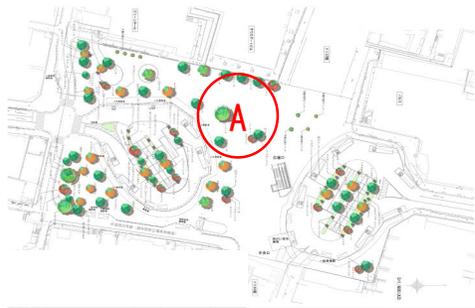


- 可搬式緑化ベンチの利用者が圧倒的に多い
- 木の周りを囲うような形状が、コロナ禍におけるソーシャルディスタンスの取りやすさにつながっているため、利用者が多いと分析。
- 新しい生活様式に対応したベンチの設えを検討する必要性有

▶▶ 今後のベンチ設置イメージ①

○ベンチについては、異なるデザイン・素材（木製・モルタル製）のベンチのイメージを作成し、それに対して市民から意見を伺う。

A（株立ちのケヤキ周辺）



■設置にかかるコンセプト（A～C）

- ・木の周りを囲うようにベンチを設置する。
⇒木陰を創出し、利用者が日なたか木陰か選べるようにすることで、通年快適に利用できるようにする。
- ⇒コロナによる新しい生活様式に対応し、利用者同士が適度な間隔を保てる設えにする。

①木製ベンチ

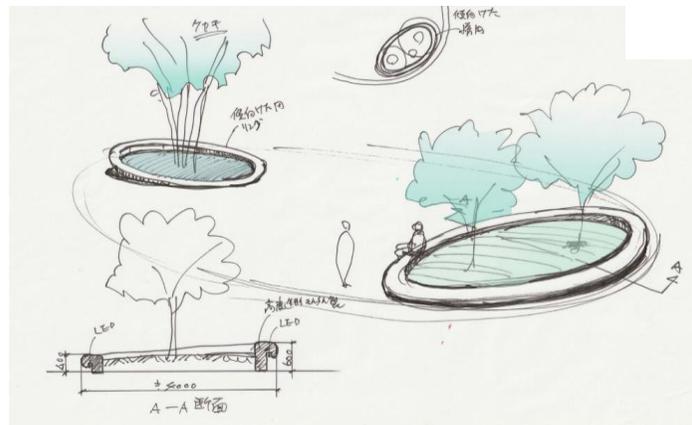
- ・樹木のぬくもり
- ・ナチュラルな雰囲気
- ・座面裏にLED照明を設置し、夜間の温かみ演出



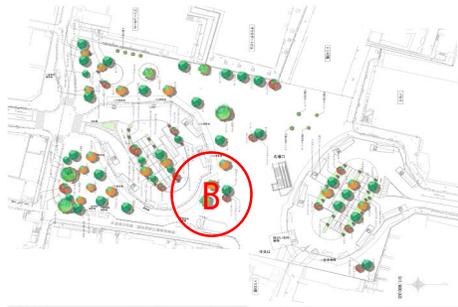
写真イメージ

②モルタル造形ベンチ

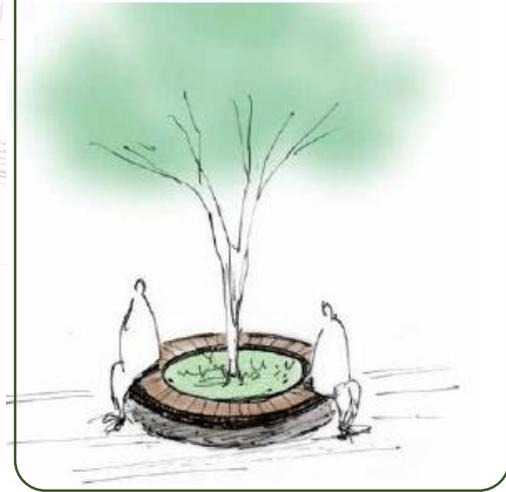
- ・重厚感・存在感
- ・自由なデザインにも対応可
- ・白色以外の配色可
- ・座面裏にLED照明を設置し、夜間の温かみ演出



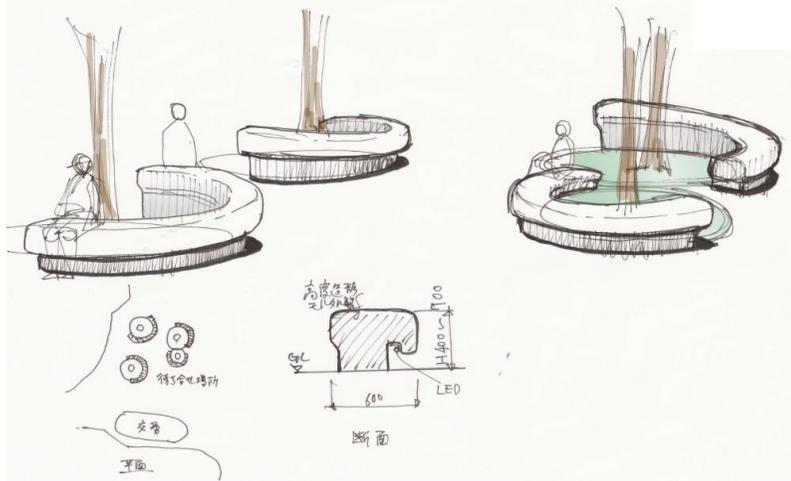
B (待ち合わせスペース)



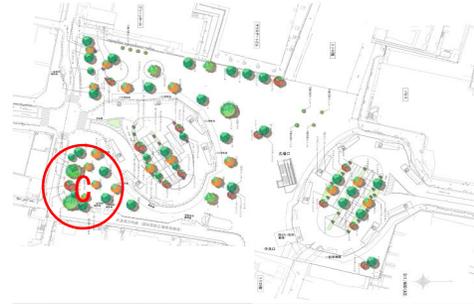
①木製ベンチ



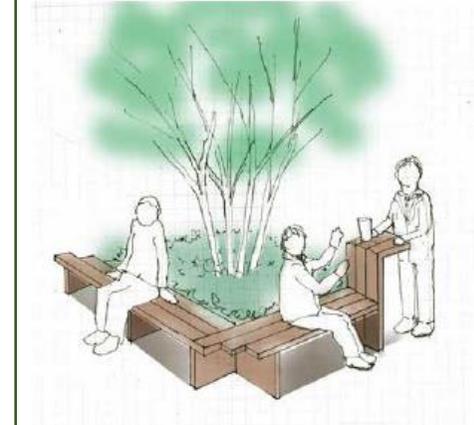
②モルタル造形ベンチ



C (休憩スペース)



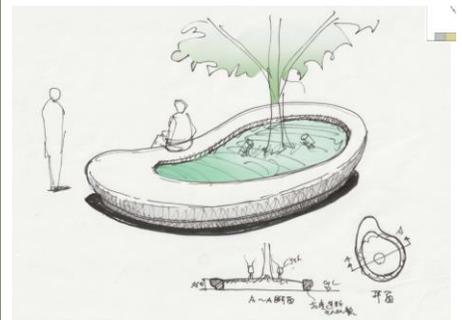
①木製ベンチ



写真イメージ



②モルタル造形ベンチ



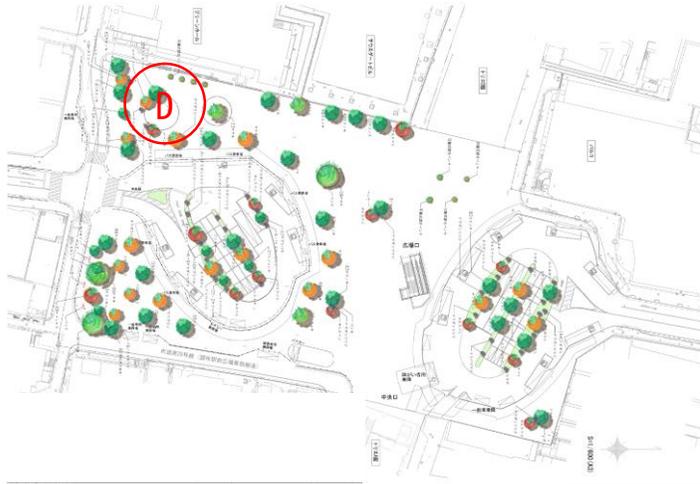
写真イメージ



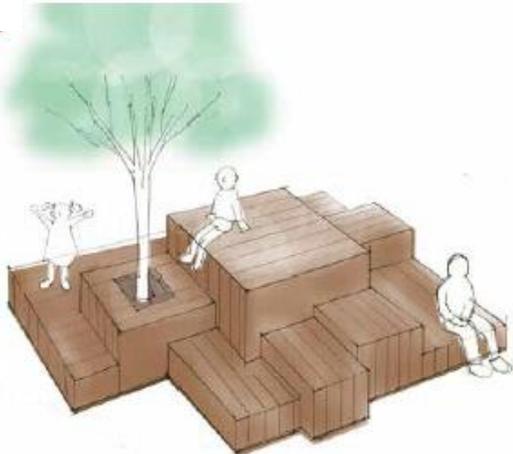
■設置にかかるコンセプト (D)

- ・子どもから高齢者まで憩えるベンチを設置する
- ・グリーンホール前については、子どもが楽しめるように、下記のようなほかのエリアとは違った形のベンチを設置する

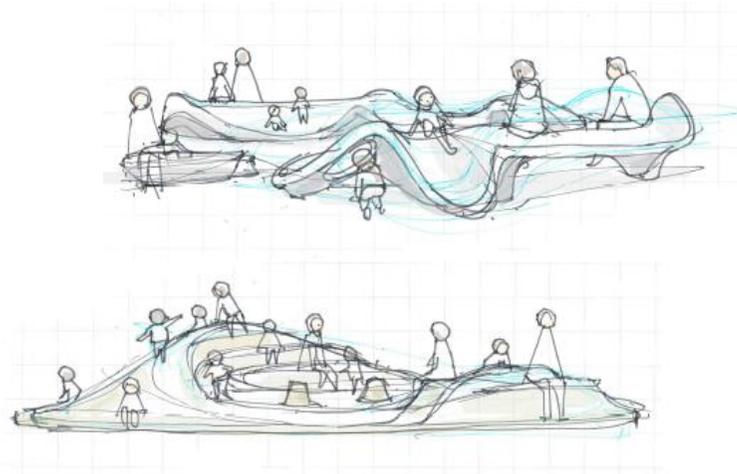
D (コミュニティゾーン)



①木製ベンチ



②モルタル造形ベンチ



写真イメージ



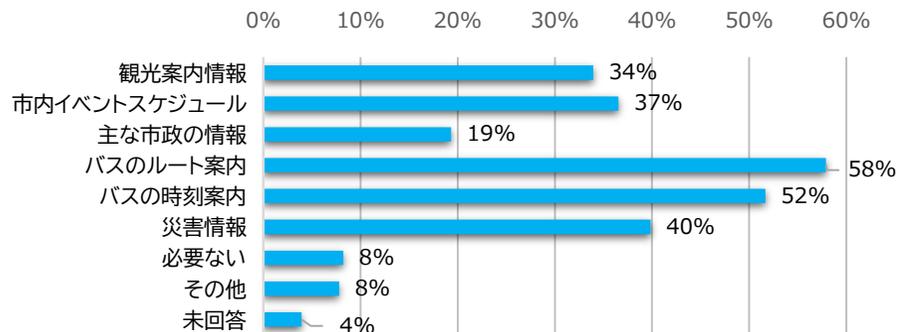
情報発信機能について

- 公共施設棟の設置は行わない中で、デジタルサイネージ等を用いた情報発信機能を確保していく。
- 特に市民ニーズの高い情報の提供を目指し、公民連携も視野に入れた社会実験を実施することで、具体的な設えや内容を決定していく。
- 駅前広場内（地上）に単独での建築物の設置は行わない中で、観光案内機能を確保することを検討する。

市民に求められている情報

1位 バスのルート案内 2位 バスの時刻案内 3位 災害情報

提供してほしい情報（令和2年度市民参加の結果より）



観光案内所の取り扱いについて

- ①当面は、現在の観光案内所（ぬくもりステーション）を活用
- ②駅前広場内（地上）に単独での建築物の設置は行わない中で、観光案内機能を確保することを検討



ぬくもりステーション▶

情報発信機能の社会実験のイメージ

バス案内（三鷹市）



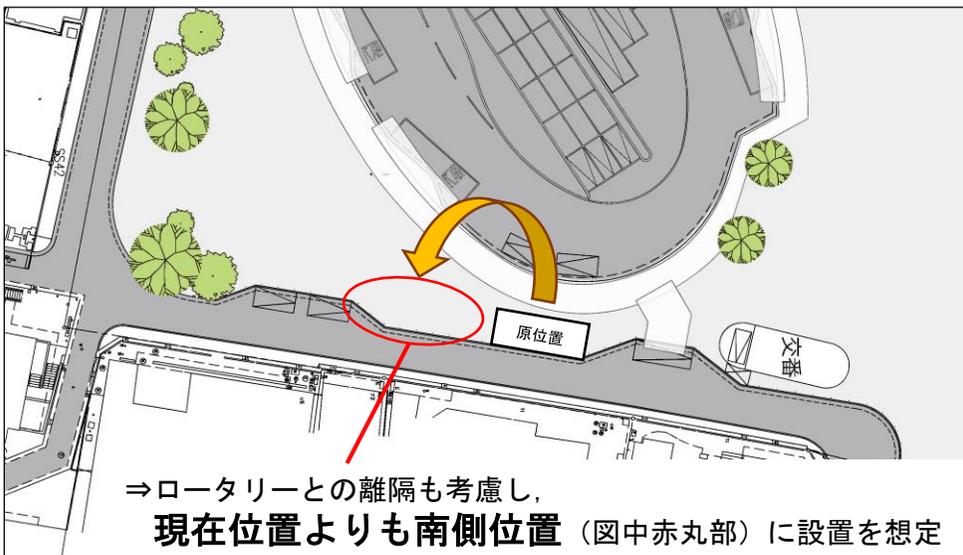
市政情報（国分寺市）



トイレについて

- 現在設置している暫定トイレ付近に新設のトイレを設置する。
- トイレの設えや設置基数等については、これまでの調布駅前広場に関する市民参加のご意見等を総合的に踏まえ、決定していく。
- 維持管理に関しては、官民連携による手法も視野に入れて検討していく。

設置場所のイメージ



官民連携でのトイレの維持管理の事例

■横浜市

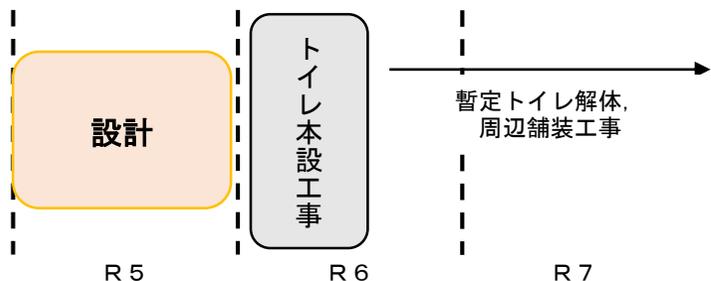
…新横浜駅北口公衆トイレで導入

- ①使用名称：「ドウ アメニティ 新横浜駅前トイレ診断士の廁堂」
- ②契約先：株式会社アメニティ
- ③対価：以下の役務提供
 - ・液体石鹼の提供
 - ・床面清掃（月1回）
 - ・衛生機器（消臭器など）の更新
 - ・便器洗浄
 - ・トイレ診断、点検



◀出典：横浜市HP

トイレ整備のスケジュール案



■渋谷区

(1) 表参道公衆便所

- ①使用名称：「渋谷区表参道ヒルズ公衆便所」
- ②契約先：森ビル株式会社

(2) 区役所前公衆便所

- ①使用名称：「区役所前トイレ診断士の廁堂」
- ②契約先：株式会社アメニティ

マンホールトイレについて

○東日本大震の教訓とその後の震災事例、令和元年台風第19号後に継続実施してきた避難所開設訓練等を通じて、滞在型避難で使用するマンホールトイレの想定条件等を重ね合わせた再検討を実施。

調布駅前広場周辺の災害時の対応

- ・災害発生時の帰宅困難者等の対応をはじめ、令和元年台風第19号に事例のある浸水被害に伴う一時避難所としてグリーンホール及び文化会館たづくりを使用するとともに、駅周辺の民間施設とも有機的に連携した災害時の対応
- ・調布駅前広場が有する広く平面利用が可能な空間を生かし、災害発生時における帰宅困難者の一時滞留のほか、支援物資を提供するための仮設テントなど多目的に使用／今後の取組として常時点灯型の街灯などの導入を検討

マンホールトイレの再検討ポイント

- ・調布駅前広場周辺での避難所開設・運営訓練を通じた再検討（滞在型避難ではなく、一時避難であること）
- ・調布駅前広場周辺の人流・ビル風等の立地環境からの再検討（夜間のトイレ使用・人流・立地環境の特性）
- ・災害対応簡易トイレの衛生面・簡易性等の技術的進化の確認（断水時も対応可能・抗菌性凝固剤で衛生的）

想定条件等の再検討を踏まえ、一時避難としての災害対応簡易トイレにて代用

簡易トイレの使用の流れ



①する
便座などに排泄袋をセットして用を足します。

既存施設の女性・男性用の個室トイレを活用
※便座を簡易トイレでカバー



②かける
抗菌性凝固剤をふりかけ固めます。

抗菌性凝固剤による衛生面の進化



③すてる
袋をしっかりと結び、可燃ごみとして処分。

《引用》
災害用トイレ・簡易トイレ・携帯用トイレの「マイレット」HP

樹木配置について

- 樹木配置及び樹種については、整備計画図で決定している。
- 植え込み地の数や位置等については、舗装やベンチ等の検討に合わせて調整していく。

整備計画図内で示している樹木配置の考え方

I 各ゾーニングの特性

①イベントゾーン

- ・ イベント空間として妨げにならないようにイベント空間を囲うように配置。
- ・ サウスゲートビル前には、広場の各所から大ケヤキが望めるよう配置。

②コミュニティゾーン

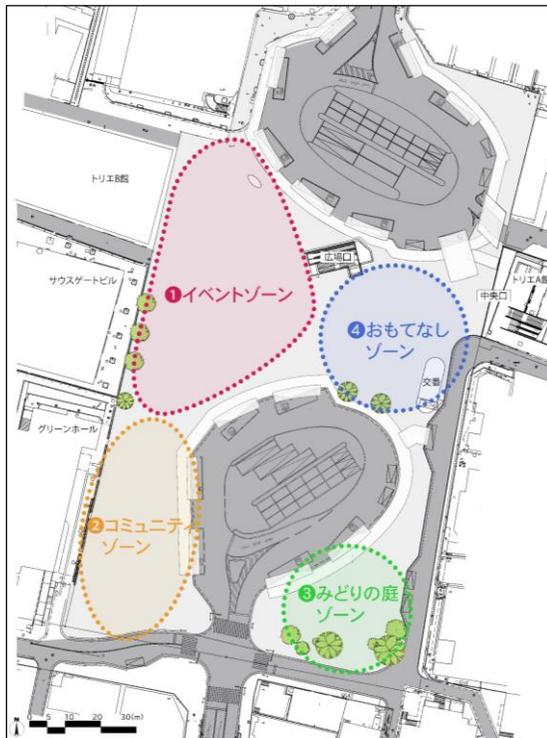
- ・ 北側は、イベント空間として使用するため、外側に多めに樹木を配置。
- ・ 南側は、木陰で家族や友人と憩えるように樹木にベンチを組み合わせたものを配置。

③みどりの庭ゾーン

- ・ 樹木に囲まれ憩えるよう、樹木を多めに配置し、ベンチを配置。
- ・ 周辺の建物と緩やかに分節するように植栽を配置。

④おもてなしゾーン

- ・ 広場の大ケヤキが見えるように樹木配置をしつつ、木陰を創出するための高木を配置。
- ・ その木陰にはベンチを設置。



その他

- ・ 交通島には、バスやタクシーなどの運転の妨げにならないよう樹種を考慮し配置。

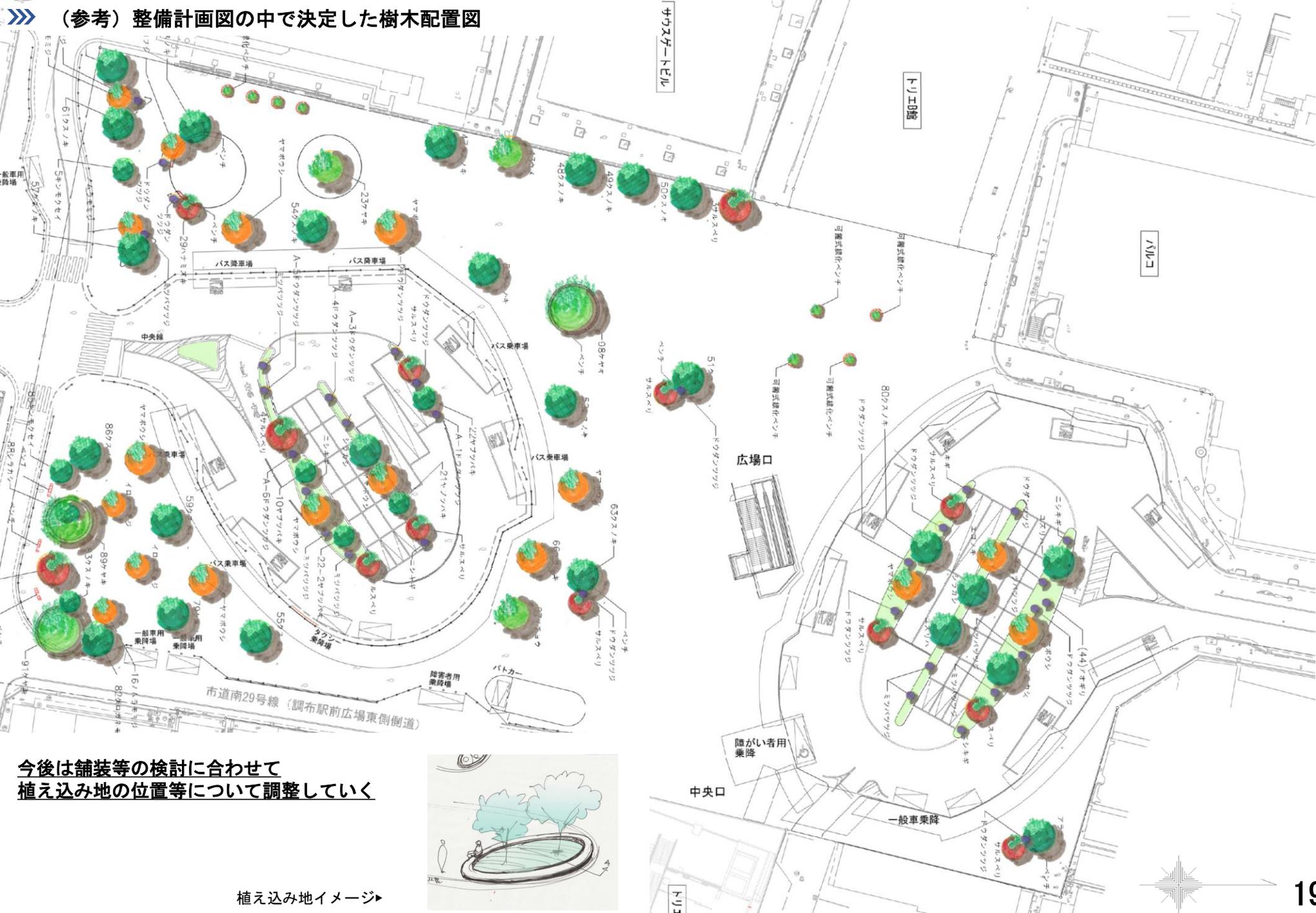
II 植栽コンセプト

武蔵野林

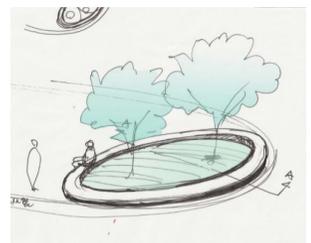
…照葉樹林帯であった関東平野が、人々の営みとともに「武蔵野林」と呼ばれる樹林地が形成されていった。その武蔵野林のイメージに調和した樹種選定を行う。

選定する樹種	説明
自生種	関東圏に自然分布している樹種。また、移入植物でも日本に定着し久しく、調布市内でも頻繁に見かける品種も、彩を加える樹種として選定する。 例) シラカシ、ツバキ等
調布市ゆかりの樹木	調布駅前広場において「我が街」として、来訪者への「歓迎の意」を表現するため、ゆかりの樹種を選定する。 例) クスノキ（市の木）、サルスベリ（市の花）
既存樹木	現位置のまま残されている樹木、広場内に移植済みまたは移植予定の樹木、苗圃へ移植済みで戻す樹木、合計39本（常緑樹5種、落葉樹8種）を活用する。 ■常緑樹…クスノキ、クロガネモチ、キンモクセイ、シラカシ、ヤブツバキ ■落葉樹…ウメ、ユリノキ、イチヨウ、ケヤキ、サルスベリ、ノムラモミジ、ハナミズキ、ヒメシャラ
補完する樹木	上記の高木のほか、目に留まりやすく四季の移ろいを感じられる中木、低木、地被類を、植栽景観を引き立てる補完的な添景樹木として植栽する。 例) ドウダンツツジ、ミツバツツジ等

▶▶▶ (参考) 整備計画図の中で決定した樹木配置図



今後は舗装等の検討に合わせて
植え込み地の位置等について調整していく



植え込み地イメージ